最終更新日：2022年9月20日

兼松サステック株式会社
取締役社長 小泉　浩一
問合せ先：経営企画室
証券コード：7961
http://www.ksustech.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実が求められるなか、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる意思決定と適法な業務執行が可能な経営体制および株主重視の公正で健全な経営システムの構築、確立を目指した、取締役会および監査等委員会を軸とした効率的かつ透明な経営管理体制を基本としております。

取締役会は、経営の基本方針、法令で定められた事項およびその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務の執行状況を監督しております。また、常勤の取締役が出席する経営会議を開催し、必要に応じて取締役会付議事項を事前審議するほか、重要な案件について審議・決裁しております。

(1) 株主の権利・平等性の確保

当社は、少数株主や外国人株主を含むすべての株主に対して実質的な平等性を確保するとともに、株主の権利の確保と適切な権利行使に資するため、速やかな情報開示と環境整備を行っております。

(2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、社内外の関係者、地域社会等の当社の活動・存続になくてはならない株主以外の重要なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらステークホルダーとの適切な協働に努めております。

経営陣のリーダーシップの下、取締役および従業員一人ひとりが当社の「企業理念」・「信条」・「企業行動基準」に則り、ステークホルダーの権利、立場や事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に取り組んでおります。

取締役会は、会社の目指すところとして企業理念および企業行動基準を定め、中期経営計画をはじめとする基本方針、経営課題等の戦略的な方向付け等を議論しており、重要な業務執行は、この方向付けに則して決定しております。

(3) 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも取り組んでおります。

これらの情報が正確で分かりやすく、有用性の高いものとなるように努めております。

(4) 取締役会の責務

取締役会は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、次の役割・責務を適切に果たしております。

①取締役会の審議事項を、企業理念をはじめとする経営の基本方針、経営計画等の当社の中長期的な企業価値の向上に関する重要な事項とし、執行と監督の分離を進めております。

②経営陣幹部による適切なリスクテイクを支えるため、独立社外取締役を2名選定し、独立した客観的な立場からの意見を取り入れる環境を整備しております。

③独立社外取締役2名を含む3名の社外取締役で構成された独立性の高い監査等委員会を設置し、取締役の職務執行に対する客観的な立場から実効性の高い監査体制を構築しております。

(5) 株主との対話

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、常日頃から株主を含む投資家と積極的な対話を行い、その意見や要望を経営に反映させ、当社を成長させていくことが重要であると認識しております。そのため、IR担当取締役を中心とするIR体制を整備し、当社の経営戦略や経営計画に対する理解を得るため、株主や投資家からの照会や面談に積極的に応じております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

[補充原則1-2-4] 株主総会における権利行使

当社は、議決権電子行使プラットフォームを利用しておりませんが、一般的な株主による電子行使の利用状況を踏まえ検討してまいります。また当社の株主構成における海外投資家比率は低く、招集通知の英訳を実施しておりません。今後、海外投資家比率が大きく高まった場合、合理的な範囲で招集通知の英訳を実施してまいります。

[補充原則2-4-1] 女性の活躍促進を含む多様性の確保

当社は、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用、中核人材の確保に向け、多様な人材の採用及び管理職への登用に取り組んでおります。特に女性管理職の登用については、女性が働きやすい環境整備を進めると同時に、採用においても女性割合に留意するなど、2030年女性管理職比率10%を目標に取り組んでまいります。

また中途採用者の管理職への登用については、現在管理職の過半数が中途採用であります。今後も社内の多様性確保のため女性・中途採用者の管理職への登用を適宜実施していく予定であり、そのために必要な社員教育も実施してまいります。

【補充原則4-8-3】独立社外取締役の有効な活用
兼松株式会社は当社の議決権52.89%（2022年3月31日現在）を有する親会社であります。
現在当社は、取締役のうち独立社外取締役は2名であり、取締役会における独立社外取締役の割合が3分の1未満であり、また支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について検討を行う特別委員会を設置しておりませんが、利益相反する重要な取引・行為が発生した場合は、独立社外取締役を含む特別委員会を設置し、対象事項を審議・検討したうえで、取締役会にて審議・決裁いたします。

【原則4-11】取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件
当社の取締役会は、事業に精通した業務執行取締役5名と非業務執行取締役1名および監査等委員3名で構成しております。現在、女性の取締役を選任しておりませんが、当社は、取締役会の構成について、性別・国籍等を問わず、知識・経験・能力のバランスに配慮することを基本方針としております。
監査等委員会は、社外取締役3名で構成しており、常勤監査等委員1名は法務、監査業務において豊富な経験、幅広い知見を有しております。他の監査等委員2名はいずれも独立社外取締役で、うち1名は、弁護士として豊富な経験と専門知識ならびに高い法令遵守の精神を有しており、また1名は、公認会計士として豊富な経験と幅広い見識を有しております。
取締役会は定期的にその実効性に関する評価を行い、機能の向上に努めております。

【補充原則4-11-1】取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方
当社は、定款にて監査等委員以外の取締役は8名以内、監査等委員である取締役は4名以内と定めており、各事業に要する知識、経験、能力等のバランスに配慮し、当社の企業理念、経営戦略をもとに実効性のある経営体制および取締役会での議論を確保するために必要かつ適切な人数で構成することを基本としております。また独立社外取締役は、他社での経営経験を有する者が含まれております。
取締役の選定に際しては、取締役会における多様性および専門性の確保の観点にも十分配慮し、指名・報酬委員会の審議及び監査等委員会の意見を踏まえて決定しております。
なお、取締役のスキル・マトリックスにつきましては、次の定時株主総会招集通知で開示することを検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】政策保有株式
当社は、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、または協働ビジネス展開の円滑化および強化等の観点から、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断できる場合、当該取引先等の株式等を取得し保有することができるものとしております。保有継続の可否についても同様の判断基準にて継続的保有の適否を検証しております。政策保有株式の議決権の行使は、その議案の内容を精査し株主価値の向上に資する提案か否かを判断した上で適切に議決権を行使しております。

【原則1-7】関連当事者間の取引
当社が、当社取締役、主要株主との取引を行う場合には、当該取引が当社および株主共同の利益等を害することがないよう、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を得るものとしております。

【原則2-6】企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮
当社はスチュワードシップ・コードの受け入れを表明している資産管理運用機関に企業年金を委託しております。企業年金の運用にあたり、年金担当部署が運用機関に対するモニタリング等を通じて運用状況を確認し、資産配分を適宜見直す等、アセットオーナーの機能が発揮できるように取り組んでおります。

【原則3-1】情報開示の充実
（ⅰ）企業理念、信条、経営戦略、経営計画
当社の企業理念、信条は当社ホームページにおいて、経営戦略および対処すべき課題は事業報告および有価証券報告書で開示しております。また、2022年度を初年度とする中期経営計画を2022年4月に開示しております。
企業理念、信条ならびに経営計画は下記URLをご参照ください。
企業理念・信条　http://www.ksustech.co.jp/company/philosophy.html
経営計画　http://www.ksustech.co.jp/ir/info.html
（ⅱ）コーポレート・ガバナンス基本方針
コーポレート・ガバナンス報告書および有価証券報告書にて開示しております。なお、当社は、企業統治の体制として、監査等委員会制度を採用しております。
（ⅲ）取締役報酬決定の方針と手続
当社は、取締役の個人別の報酬について取締役会にて決議しております。取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容を指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。
当社の取締役の報酬は、担うべき役割、当社業績等に応じた報酬としております。また、報酬体系はインセンティブとして機能する体系とし、成長意欲の喚起や企業価値の向上を図っております。
監査等委員である取締役および非業務執行取締役を除く取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬としての賞与により構成し、監査等委員である取締役および非業務執行取締役の報酬等については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。取締役の報酬の総額については、株主総会決議により限度額を決定しております。
（ⅳ）取締役候補の指名
(ア)監査等委員以外の取締役候補
監査等委員以外の取締役候補の指名は、的確かつ迅速な意思決定と適材適所の観点より総合的に検討し、指名・報酬委員会の審議および複数の独立社外取締役を含む監査等委員会から意見を受け、取締役会で決定しております。独立社外取締役の選定に当っては、東京証券取引所が定める独立性基準に従っております。
(イ)監査等委員である取締役候補
監査等委員である取締役候補の指名は、専門分野を中心とした幅広い経験・見識があり、業務執行状況の監査に加え、公正・中立的な立場で経営に対する意見・助言をする人材を検討し、指名・報酬委員会の審議および監査等委員会の同意を得て、取締役会で決定しております。
（ⅴ）取締役の指名を行う際の個々の指名理由の説明
監査等委員以外の取締役および監査等委員である取締役ともに、候補者の指名理由、略歴、地位、担当、重要な兼職等を定時株主総会招集通知の参考書類等に記載しております。取締役の選解任状況は、事業報告等に記載しております。株主総会招集通知は当社ホームページに掲載しております。

【補充原則3-1-3】サステナビリティについての取組み等

当社は企業理念、信条、企業行動基準を定めており、またサステナビリティ取組方針を策定し、企業の社会的責任（CSR）、環境への配慮ならびに社会的課題への取り組みを役職員全員に周知するとともに、より良い会社とすべく努力を重ねてまいります。また、人的資本への投資は、階層別教育および管理職候補となる人材の育成ならびに資格取得や知識習得に意欲的な社員向けの支援制度を導入しております。

知的財産への投資は、新技術・工法の研究開発に予算を分配しております。これらの人的資本ならびに知的財産への投資に関しての取組みは、「サステナビリティ取組方針の策定に関するお知らせ」および「中期経営計画の策定に関するお知らせ」をご参照ください。

これらについては下記URLよりご参照ください。

企業理念・信条
http://www.ksustech.co.jp/company/philosophy.html
企業行動基準
http://www.ksustech.co.jp/company/behavior.html
サステナビリティ取組方針の策定に関するお知らせ
http://www.ksustech.co.jp/ir/info.html
中期経営計画の策定に関するお知らせ
http://www.ksustech.co.jp/ir/info.html

【補充原則4-1-1】取締役会の役割・責務

取締役会は、業務執行者による職務執行をはじめとする経営全般に対する監督機能を担い、経営の公正性・透明性の確保に務めております。法令に定められた事項（株主総会に関する事項、人事・組織に関する事項、決算に関する事項、株式等に関する事項、一定規模を超えるM&A・投融資に関する事項）ならびに定款および当社グループにおける経営上の重要な事項（配当に関する事項、一定規模を超える借入に関する事項等）は取締役会で決定する旨を取締役会規則で定めております。

その他業務に係る意思決定および執行は、取締役会で定めた職務権限規定に基づき下位の会議体および各業務執行者に権限委譲を行うとともに、取締役会はそれらの会議体および業務執行者の職務執行状況を監督しております。監査等委員会は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、ステークホルダーの視点に立ち、取締役会および経営者の業務執行ならびに当社と経営陣等との間の利益相反を監督しております。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております。

【補充原則4-10-1】任意の仕組みの活用

当社は、経営陣幹部・取締役の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として、代表取締役を含む取締役の計3名以上、かつ、その過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会を設置し、指名・報酬等の検討にあたり独立社外取締役の適切な関与・助言を得ることとしております。

【補充原則4-11-2】取締役の他の上場会社の役員兼任状況

社外取締役はじめ取締役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役の業務に振り向けております。兼任については合理的範囲にとどめており、取締役の他の会社の役員兼任状況は、事業報告において毎年開示しております。

【補充原則4-11-3】取締役会の実効性評価

当社は、取締役会の実効性の向上を目的として取締役会の実効性に関する自己評価アンケートを実施しております。評価および分析は、すべての取締役から取締役会の構成および運営状況等のアンケート回答を踏まえて実施しております。その結果、取締役会全体の実効性は十分に確保され、機能していることを確認するとともに、取締役会の更なる活性化に向けて課題を共有しております。取締役会では、分析、評価を踏まえた課題に迅速に対応してまいります。

【補充原則4-14-2】取締役に対するトレーニングの方針

当社は、取締役に求められる役割と責務（法的責任を含む）を十分に果たしうる人物を、また、特に社内から選定する取締役には当社の事業・財務・組織等を熟知した人物を選定しております。取締役には、その役割および機能を果たすために必要とする経済情勢、業界動向、法令遵守、コーポレート・ガバナンス、財務会計その他の事項に関する情報を提供しております。更に、社外セミナーや交流会に参加し、求められる役割と責務を理解する機会を設け、取締役の職務遂行を支援しております。

社外取締役に対しては、当社および当社が属する業界の状況の十分な理解のため、就任時および就任以降も継続的に必要な情報や工場・事業所を視察する機会を提供しております。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針

（ⅰ）当社は、株主等との建設的な対話を重要と考えており、経営陣幹部を中心に様々な機会を通じて対話を持つように努めております。
建設的な対話を通じて、当社経営方針に対する理解を得る努力を行うとともに、株主等の声に耳を傾けることで、株主等の目線からの経営分析や意見を吸収および反映し、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に取り組んでまいります。

（ⅱ）株主との対話については、総務部を窓口とし、IR担当者（総務部長、経理部長）が対応しております。また、株主の希望や主な関心事項を踏まえ、合理的な範囲でIR担当取締役が対応し、場合により、社外取締役を含む取締役または監査等委員が対応いたします。

（ⅲ）当社ホームページにおいて四半期業績等経営情報を掲載しております。

（ⅳ）当社は株主等からの意見等を集約して取締役会に報告し、経営に活用しております。

（ⅴ）当社は、決算発表準備期間中における情報漏洩を防止し、開示の公平性を保つため、株主・投資家との対話のテーマは、当社の持続的成長、中長期における企業価値向上に関わる事項に限定し、インサイダー情報管理に留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
兼松株式会社	2,192,200	52.89
MSIP CLIENT SECURITIES	564,300	13.61
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	154,200	3.72
光通信株式会社	126,900	3.06
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	119,900	2.89
材惣木材株式会社	18,700	0.45
トップブランド株式会社	18,200	0.43
河西　清	18,000	0.43
株式会社富士フレックス	17,100	0.41
JPモルガン証券株式会社	16,713	0.40

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	兼松株式会社　(上場:東京)　(コード)　8020

補足説明

1. 上記大株主の状況は、2022年3月31日時点のものです。
2. 所有株式数の割合は、自己株式(4,650株)を控除して計算しております。
3. 2018年8月23日付で、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に係る変更報告書において、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社が2018年8月16日現在で683千株(株券保有割合16.46%)を保有している旨が記載されておりますが、当社として2022年3月31日現在における実質保有株式数の確認が出来ていないため、上記大株主には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	3 月
業種	その他製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

親会社との取引を行うにあたっては、その他の取引先と取引を行う場合と同様に、契約条件や市場価格などを参考にしながら適正なものであるかどうかを判断しており、少数株主に不利益とならないよう留意しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、兼松株式会社を親会社に持ち、兼松グループの一員として、当グループの発展に努めております。一方、経営の意思決定に関しては、独立性を保ち運営しております。また、兼松グループとの間における不適切な取引や不正な会計処理を防止するため、適宜情報交換を行っております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
金子猛	他の会社の出身者		△	△								
小林邦聡	弁護士											
岡村憲一郎	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
金子猛	○		1982年４月 日産自動車株式会社 入社 1997年10月 兼松株式会社 入社 2003年７月 同社リスク管理第一部 法務室長 2004年７月 同社 法務室長就任 2007年８月 同社 法務部長就任 2009年６月 当社 監査役就任 2009年７月 兼松株式会社 審査法務部長就任 2012年７月 兼松株式会社 参与昇格 2012年11月 同社法務コンプライアンス部長就任 2015年４月 兼松米国Officer（Secretary）就任 2018年６月 新東亜貿易株式会社 監査役就任 2022年６月 当社取締役（監査等委員）就任	金子猛氏は、法務、監査業務において豊富な経験、幅広い知見を有しており、社外取締役として経営全般の監視と有効な助言を客観的な立場から行っていただくため、2022年6月17日付にて当社の監査等委員である取締役に就任いたしました。同氏と当社の間に特別な利害関係はなく、当社から独立した立場で取締役会の内外において的確な助言・提言を行うことにより適正に社外取締役としての職責を果たし、独立性を保てるものと考えております。
小林邦聡	○	○	―――	小林邦聡氏は、弁護士としての専門的な見識を当社の経営に活かしていただくため、2014年6月26日付にて当社取締役に就任し、2016年6月23日付にて監査等委員である取締役に就任いたしました。同氏と当社の間に特別な利害関係はなく、当社から独立した立場で取締役会において的確な助言・提言を行うことにより、適正に社外取締役としての職責を果たし、独立性を保てるものと考えております。なお、同氏は経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、2014年5月23日開催の取締役会において東京証券取引所の定める独立役員とすることを決議し、同取引所に届け出ております。
岡村憲一郎	○	○	―――	岡村憲一郎氏は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の監査体制強化に活かしていただくため、2015年6月23日付にて当社監査役に就任し、2016年6月23日付にて監査等委員である取締役に就任いたしました。同氏と当社の間に特別な利害関係はなく、当社から独立した立場で取締役会の内外において的確な助言・提言を行うことにより、適正に社外取締役としての職責を果たし、独立性を保てるものと考えております。なお、同氏は経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、2016年5月23日開催の取締役会において東京証券取引所の定める独立役員とすることを決議し、同取引所に届け出ております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人を指定しておりませんが、監査等委員会は、その役割・責務を実効的に果たすために必要な情報について、関連部門に対し情報や資料の提供を求め、各部門は要請に基づき必要な情報や資料を適宜提出しております。取締役会事務局である経営企画室が中心となり支援体制を構築しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と会計監査人は定期的に会合をもち、会計監査状況および会社の業績・財政状態に影響を与える事象や課題などについて、情報交換を図っております。また、法令の改正や会計基準の変更等、当社の会計上影響のある事項については、会計監査人から個別に説明を受ける等、情報の共有化と各種規制改定への対応を行っております。
内部監査を実施する監査室と監査等委員会は独立した関係でありますが、監査室長は、常に監査等委員会と協働するために日常的かつ機動的な連携を図る体制を整備し、監査の効率的な実施に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社内取締役

補足説明

当社は、取締役の指名や報酬に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、説明責任およびコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、取締役会の下に任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。
指名・報酬委員会の役割は、取締役会からの諮問に応じて、取締役の指名および報酬等に係る基本方針について審議を行い、その結果を取締役会に答申を行っております。指名・報酬委員会の構成は、取締役会決議により選定された代表取締役社長および社外取締役の計3名で構成され、その過半数を社外取締役としております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社の業績連動報酬の内容および額の算出方法の決定に関する方針は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため業績指数（KPI）を反映した現金報酬とし、賞与として毎年、一定の時期に支給しております。なお、業績指数（KPI）は業績向上のインセンティブを高めるため、毎期の経営成績を判断する客観的指数である連結経常利益としております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

全取締役の総額を有価証券報告書および事業報告にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名･報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。
当社の取締役の報酬は、担うべき役割、当社業績等に応じた報酬としております。監査等委員である取締役および非業務執行取締役を除く取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬としての賞与により構成し、監査等委員である取締役および非業務執行取締役の報酬については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。取締役の報酬の総額については、株主総会決議により限度額を決定しております。基本報酬（金銭報酬）は、月例で定額を支給する固定報酬とし、その額は役位に従って決定しております。決定に際しては他社水準や従業員給与の水準に加えて、外部専門機関による客観的な報酬市場調査データを参考にしております。業績連動報酬としての賞与の支給割合は、業績に応じて変動する仕組みとしております。個人の種類別の報酬割合については、外部専門機関による客観的な報酬市場調査データを参考に指名･報酬委員会において検討を行っております。
取締役会は指名･報酬委員会の答申で示された種類別報酬割合に基づき、個人の報酬を決定することとしております。
報酬の種類ごとの比率の目安は、基本報酬 ： 業績連動報酬 ＝ 70 ： 30としておりますが、KPIである連結経常利益の水準によって変動いたします。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会・監査等委員会は、その役割・責務を実効的に果たすために必要な情報について、関連部門に対し情報や資料の提供を求め、各部門は要請に基づき必要な情報や資料を適宜提出しております。取締役会事務局である経営企画室が中心となり支援体制を構築しております。また、取締役会・監査等委員会は必要な情報が円滑に提供されているか適宜確認しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実が求められるなか、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる意思決定と適法な業務執行が可能な経営体制及び株主重視の公正で健全な経営システムの構築、確立を目指した、取締役会及び監査等委員会を軸とした効率的かつ透明な経営管理体制を基本としております。

取締役9名（うち、監査等委員である取締役が3名）中3名（うち、監査等委員である取締役が3名）を社外から選定し、社外取締役として当社の経営に有益な意見や率直な指摘をいただくことにより、経営監督機能の強化に努めております。原則1カ月に1回の定例取締役会と、必要に応じて臨時取締役会を随時開催しております。取締役会では、法令又は定款に定める事項のほか、基本的な営業方針、全社的な中期計画、短期計画の樹立決定、業績の検討等を行っております。さらに、取締役の業務分担ならびに他社の役員兼務等を決議しております。また、意思決定の迅速化と機動的経営の実現のため、常勤の取締役で構成されている経営会議を原則1カ月に2回開催し、取締役会決定の基本方針に基づき全社の全般的業務の執行に関する方針を定め、業務遂行の指揮、指導にあたっております。

当社では、ガバナンスの強化を図るとともに迅速な意思決定と業務執行が行えるよう監査等委員以外の取締役を6名とし、十分な審議が可能な体制としております。また、経営課題に対してタイムリーな議論を行えるよう、定例取締役会の開催時期を毎月上旬としております。

当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員である取締役・監査等委員が独立の機関として、取締役の職務の執行を監査する体制としております。監査等委員である取締役は、定例又は臨時の監査等委員会を開催し、また、監査等委員以外の取締役および使用人から適宜業務執行についての報告を受けるとともに、取締役会を含む重要な会議に出席しております。

当社の監査等委員会は取締役3名で構成されており、全員が社外取締役であります。

監査等委員の監査につきましては監査等委員会で承認された監査方針および計画に基づき、取締役会のほか、経営会議やその他重要な会議に出席し、経営の執行状況の把握、遵法状況の確認および内部統制システムの整備・運用状況の検証等を通じて、取締役の業務執行の監査を実施するとともに、会計監査人の監査の方法および結果の相当性についても監査を実施しております。なお、監査等委員会の活動の実効性を確保するため、監査等委員の互選により常勤の監査等委員を置き、常勤の監査等委員が、経営会議、その他重要な会議に出席し、その活動状況を監査等委員会に適宜報告する体制としております。

会計監査人は、会計、財務管理の適正を期するため、期中および期末に会計監査を実施し、コーポレート・ガバナンスに大きな役割を果たしております。また、監査等委員との間で年間予定、業務報告等の定期的な打ち合わせを含め、必要に応じ随時情報の交換を行うことで相互の連携をとっております。当社は、会社法に基づく会計監査人および金融商品取引法に基づく会計監査人にＰｗＣあらた有限責任監査法人を起用しております。当期において業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員　業務執行社員　好田　健祐
指定有限責任社員　業務執行社員　新田　將貴
※継続監査年数につきましては、全員7年以内であるため、記載を省略しております。
※同監査法人は業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。
監査業務に係る補助者の構成　公認会計士2名　その他16名

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、監査等委員会による監査を実施しております。監査等委員である取締役3名全員が社外取締役であり、その知見・経験に基づいた客観的視点に立った提言・助言を通じ、外部からの経営監視・監督機能を十分に果たすことが可能な体制が整っていることから、現在の体制を採用しております。また、重要な事項については必要に応じ、経営会議で十分協議した上で取締役会に諮っており、十分かつ活発な討議・審議を行う体制が構築されております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社では、いわゆる集中日を回避して株主総会の設定を行っております。
その他	招集通知および決議通知を当社ホームページに掲載しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページには、IR資料のページを設けております。 決算短信、ビジネスレポート(報告書)を掲載しております。また、適時開示資料やプレスリリースをした事項につきましても、タイムリーに掲載するよう努めております。 また、株主様向けの情報として、株主総会に関するお知らせ、株式事務に関するお知らせやお問い合わせ先を掲載しております。 当社のホームページアドレスは次のとおりです。 http://www.ksustech.co.jp/	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部にIR担当者を設置しております。IR活動に際しては、経理部、経営企画室等関係各部署の協力体制のもと行っております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動基準において、取引先、株主、業界等ステークホルダーに対する姿勢を定め、これを遵守することを宣言しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	ISO14001を取得しております。引き続き、継続的な環境管理体制の維持、改善を図っております。また、各工場では廃棄物の削減、環境負荷の少ない技術の推進等地球環境負荷の低減を図っております。 2022年4月には、サステナビリティ取組方針を策定し、開示いたしました。マテリアリティおよび中期目標を明確に設定し、関連するSDGsへの取組みを実施してまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社ならびに当社子会社(以下「当社グループ」という。)の全員で共有する価値観である信条「創造と挑戦、自己実現、コンプライアンス遵守」に基づき「企業理念」を次のとおり定めております。この企業理念のもと、当社グループの継続的な成長と企業価値の向上を図るとともにコーポレート･ガバナンスの充実および強化に努め、経営の透明性、健全性および信頼性を高めることが重要な経営課題と位置づけております。

〔企業理念〕
1．人々の安心と安全を技術で支え、社業発展を通じて社会に貢献します。
2．安心で働きやすい環境創りに努め、社員の成長と幸せを追求します。
3．ステークホルダー(株主、取引先、従業員等)等に対する企業の社会的責任を果たします。

コーポレート･ガバナンスを維持していくために、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を以下のとおり定め、業務の適正性、有効性および効率性を確保しております。

1．当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社は、取締役および使用人が法令、定款を遵守し、倫理を尊重する行動を行うために、企業行動基準およびコンプライアンス管理規定その他社則を定めております。その徹底を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、コンプライアンス体制の維持･向上の推進およびその教育を実施しております。さらに内部通報制度を構築し、コンプライアンス上、疑義ある行為の通報を受け付ける相談窓口を社内ならびに社外に設置しております。
監査室は、業務全般について、法定、定款その他社則の遵守状況、職務の執行手続および内容の妥当性、問題点の有無等を定期的に確認および評価し、その結果を取締役会へ報告するとともに被監査部門へ助言および指導を行っております。

2．当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社は、取締役会議事録等の法定文書のほか重要な職務執行に係る情報が記載された文書等は、法令、文書管理規定その他社則に基づき適切に保存し、管理しております。取締役は、これらの文書を常時閲覧できるものとしております。

3．当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社の業務上発生しうるリスクは、それぞれのリスクに対し、その発生を未然に防止するための手続、リスクの管理、発生したリスクの対処方法を定めた社則等の制定、運用、研修等を行っております。なお、リスクが顕在化した場合には、迅速な対応を行い、損害を最小限に抑えるとともに再発を防止する体制を整えております。

4．当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
　当社は、「取締役会規則」を定め、取締役会を原則として毎月1回、必要ある際は随時開催しております。 取締役会では、法令または定款に定める事項の他、経営方針等の基本的な事項および全社的な中期経営計画、短期計画等の決定を行っております。
　取締役会の決定に基づく業務執行を効率的かつ組織的に行うため、職務権限規定に取締役および使用人の職務権限の基準を定めております。取締役会の決定した基本方針に基づき、会社の全般的な業務の執行に関する方針を定め、業務執行の指揮、指導にあたるため経営会議を設置しております。 経営会議は、常勤の業務執行取締役および監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）で構成しております。
　業務の運営については、中期経営計画および事業年度ごとの業務計画を策定することにより、全社的な目標を設定しております。 各部門においては、その目標達成に向け具体策を策定、実施しております。業務の執行状況は、担当する取締役が取締役会等において適宜報告しております。

5．当社および当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
　当社は、当社グループ各社の自主性を尊重するとともに緊密な連携を図り、基本方針の樹立、経営上の重要事項等を協議することにより、内部統制、コンプライアンスに関する情報の伝達、共有等を効率的行い、業務の適正を確保する体制を構築しております。
　当社は、兼松株式会社のグループの一員として、コンプライアンスに関し適宜同社の助言を受け、情報を共有する体制を構築しております。 また、定期的に兼松グループのトップマネジメントが集まり、グループ経営におけるアライアンス、相互理解、コーポレート・ガバナンスの共通認識等の徹底を図っております。兼松グループ各社と当社グループ各社との間における不適切な取引や、不正な会計処理を防止するため、適宜、情報交換を行うことにより、当社グループ会社の業務の適正を十分に確保する体制を構築しております。

6．当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項
　当社は、監査等委員会の実効性を高め、かつ職務を円滑に遂行するため、その職務を補助すべき取締役および使用人の配置の要請が監査等委員会よりある場合には、その職務を補助する体制を確保しております。

7．当社の取締役および使用人の他の取締役（監査等委員を除く。）からの独立性ならびに当該取締役および使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
　当社は、監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人については、取締役（監査等委員を除く。）からの独立性ならびに監査等委員会の指示の実効性の確保に留意しております。

8．当社の監査等委員会への報告に関する体制
　当社の監査等委員会または監査等委員が取締役および使用人に対し職務の執行に関する事項の報告を求め、必要に応じ、ヒアリング、往査その他の方法により調査を実施できるものとしております。 当社グループ会社の取締役、監査役および使用人が、業務または業績に影響を与える重要な事実を発見したとき、重大なコンプライアンス違反の発生の懸念があるときは、これを速やかに監査等委員会に報告するものとしております。
　監査等委員は取締役会に出席するほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議その他重要な会議または委員会に出席できるものとしております。 また、会議に出席しない場合には、監査等委員は付議事項についての説明を受け、関係資料を閲覧することができるものとしております。

9．監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
　当社は、内部通報および通報者保護管理規定を設けており、監査等委員会への報告をした者が、当該報告をしたことを理由に不当な取扱いを受けない体制としております。

10．監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
　当社は、監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払いまたは償還あるいは費用または債務の処理の請求を当社に対して行ったときは、速やかにこれを処理するものとしております。

11．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
　当社は、代表取締役や業務執行取締役と監査等委員会は定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確認するとともに会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識を深めるよう努めております。監査等委員会が内部監査を実施する監査室と日常的かつ機動的な連携を図る体制を整備し、監査の効率的な実施に努めております。
　監査等委員会は、会計監査人から監査計画および実施結果の説明を受けるとともに、会計監査人と定期的および必要に応じて情報交換を行い、相互の連携を図っております。また、会計監査人の報酬および会計監査人に依頼する非監査業務については、監査等委員会の事前承認を要するものとしております。
　監査等委員会が監査の実施にあたり、必要と認める場合に弁護士、公認会計士等の外部専門家と連携し、監査業務に関する助言を受けることができるものとしております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

　当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断する旨を「企業行動基準」において定めており、前記「1．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」に基づき社内体制を整備しております。 さらに、警察等の専門機関や顧問弁護士等の外部機関との緊密な連携関係を保つことにより、反社会的勢力排除のための整備強化を継続的に推進しております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

〔適時開示体制の概要〕

1．会社情報の集約･管理

当社の決定事項に関する情報、発生事実に関する情報、決算に関する情報（以下「会社情報」）の集約･管理は、経営企画室が行い、総務部が開示を担当しております。

会社情報については、当該情報担当部門あるいは、グループ会社から、経営企画室が報告を受けております。報告を受けた経営企画室は、経営トップおよび情報取扱責任者に報告し情報の共有化を図るとともに、内部情報管理を徹底し、総務部と連携して「内部情報管理および内部者取引規制に関する規則」に基づきグループ全体を通じたインサイダー取引の防止を図っております。

2．適時開示の判定

当社情報の重要性の判断および適時開示の要否は、開示規制（東京証券取引所の適時開示規則、金融商品取引法等）に則り、経営企画室を中心に、経理部、総務部、当該案件担当部門等で協議･検討し、決定しております。

併せて、会計監査人、弁護士等によるアドバイス等を受け、正確かつ公平な会社情報を開示することに努めております。

3．適時開示

当社は、決定事項及び決算情報等については、取締役会等での承認後遅滞なく、また発生事実については発生後遅滞なく、各担当部門が情報開示しております。

開示は、東京証券取引所でのＴＤnet登録、記者クラブへの資料投函、自社ホームページ等への掲載等により行っております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。

